

(新) 温泉施設における温暖化対策事業 (エネ特会)

50百万円 (0百万円)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

温泉の熱や温泉の採取に伴い発生するガス(温泉付随ガス)を活用した温暖化対策は、二酸化炭素削減量が大きく、非常に有効な手段である。また、京都議定書目標達成計画においても、「地域の特性を活かした未利用エネルギー、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。」とされており、こうした取組の一層の促進が必要である。

しかしながら、一部の事業者は、環境意識の向上等からこうした取組に意欲があるものの、初期投資費用の調達がままならない場合も多く、また、こうした取組が十分に認知されていない状況でもある。

このため、温泉の熱や温泉付随ガスを活用した温暖化対策を行う事業者を支援し、対策の普及を図る。

2. 事業計画

(1) 補助対象となる施設

ヒートポンプによる温泉熱の熱利用
温泉付随ガスの熱利用
温泉付随ガスのコジェネレーション

(2) 補助額

(1)の : 事業費の1/3を限度
(1)の ~ : 事業費の1/2を限度

(3) 補助対象者

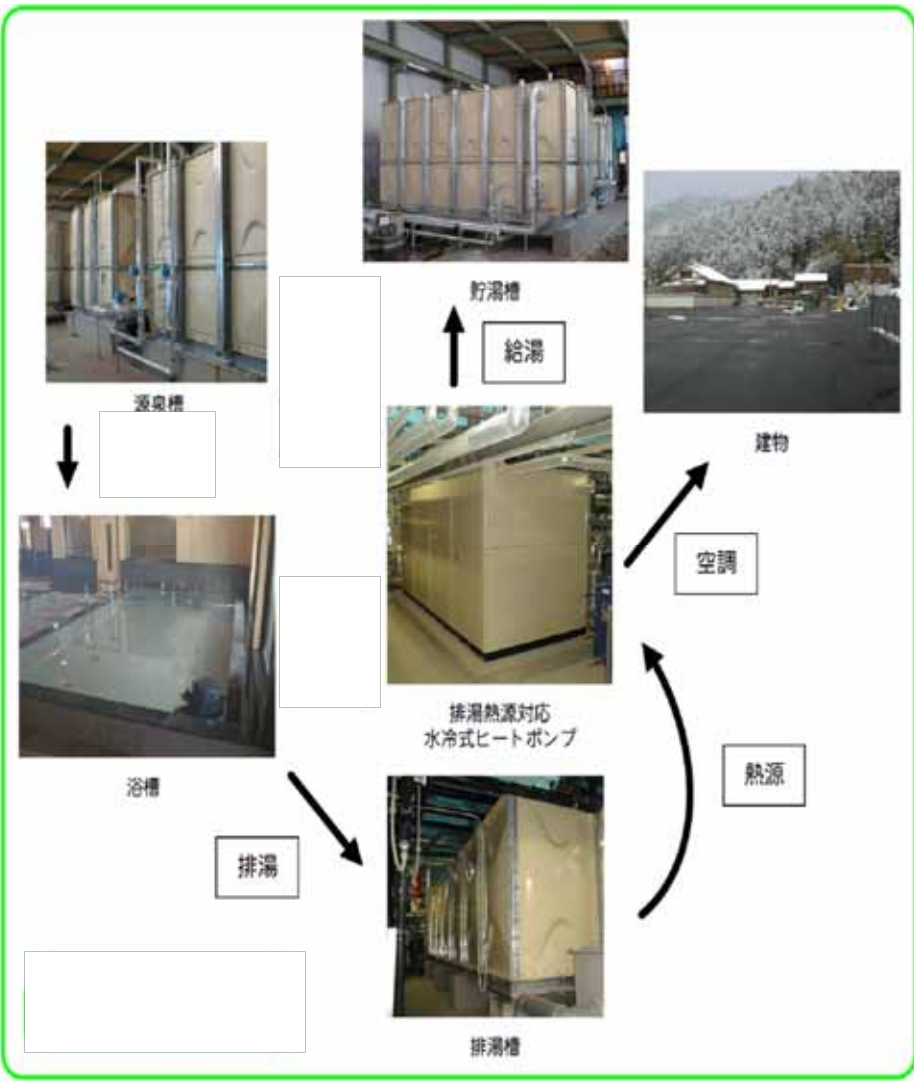
民間団体

3. 施策の効果

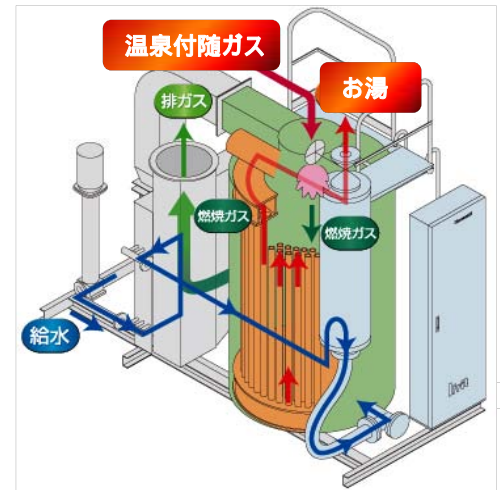
- ・エネルギーの有効利用による化石燃料の節減、二酸化炭素の排出削減
- ・温泉利用施設における温暖化対策の全国的な普及
- ・燃料費の節減により温泉地の経済的な活性化に寄与

温泉施設における温暖化対策事業

1. ヒートポンプによる温泉熱の熱利用



2. 温泉付随ガスの熱利用



3. 温泉付随ガスのコジェネレーション

